

松木晶裕局長

御起立願います。礼。御着席ください。

渡部泰明会長

皆さん、おはようございます。

本日も、総会に御出席いただきありがとうございます。

第164回総会に入ります前に、去る11月10日に開催いたしました第163回総会の議案第11号、すなわち、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題とし、委員の皆様方に審議していただきましたが、当日は結論に至らず、後日、現地を確認の上、改めて審議することとし、継続審議となっていた事案であります。

この件に関しまして、去る11月17日午前10時から、北梅本町の松山市農業指導センター会議室において、13名の委員出席のもと、臨時総会を開催いたしました。

そこで、ただいまから、臨時総会において議決承認されました事項について御報告いたします。

まず、当日は、議案審議に先立ち、出席委員全員による現地確認を行った後、会議室において会議を再開し、申請の土地1筆ごとに、委員による挙手により採決したものであります。

今日、皆さん方、航空写真はお持ちでしょうか、前回の総会の時の。もしそれがあれば、よりわかりよいと思うんですけども。

それでは、続けます。

その結果でありますけれども、北梅本町乙389番3、3,831平方メートルは、一部については耕作もされており、農地と判断する。

同じく乙389番4、3,666平方メートルは、再生利用が可能な農地であると判断する。

同じく乙389番6、1,251平方メートルは、再生利用が可能な農地であると判断をする。

同じく乙390番1、2,668平方メートルは、再生利用が可能な農地であると判断をする。

次ですけれども、同じく乙397番、5,269平方メートルは、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状況であることから、非農地であると判断をする。

以上、採決いたしました結果、乙389番3、乙389番4、乙389番6、乙390番1の4筆については、農地であると判断することで、全員が賛成でした。

	<p>残る乙 397 番については、賛成多数により議決承認をされましたので、御報告をいたしておきます。</p> <p>なお、このことにつきましては、照会のありました市長部局に対し回答済みであります。</p> <p>私からの報告は以上です。</p>
藤久壽基次長	<p>会長、すみません。</p>
渡部泰明会長	<p>はい。</p>
藤久壽基次長	<p>ただいま、会長から報告のあった件に関しまして、報告させていただきたい事項がありますので、会長、よろしいでしょうか。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、どうぞ。</p>
藤久壽基次長	<p>お手元に資料として、「農地の転用事実に関する照会書」の写しを配布しておりますので、ごらんいただきたいと思います。両面印刷の 2 枚の文書でございます。</p> <p>農地・非農地の判断がなされた 5 筆のうち、非農地と判断された、ただいま会長より説明のあった土地 1 筆につきましては、所有者や法務局へ既に非農地の通知を行っておりますが、それ以外の農地として判断された 4 筆について、平成 29 年 12 月 1 日付で、法務局へ地目変更申請が提出されております。申請人は、当然、土地所有者ということになります。ごらんのとおり、変更後の地目は原野で、地目が変わった後の変更された日付は昭和 62 年月日不詳となっております。</p> <p>そして、その申請に対する法務局からの農業委員会への、ごらんのとおりの文書照会があったわけでございますけれども、通常、地目が農地となっている土地の地目変更申請が法務局へなされた場合は、農地法上、問題のないことを確認できる書類の添付を法務局が求めておりますが、添付されていない場合は、今回のように、農業委員会へ文書照会をしてきます。</p>

例えば、転用許可を得て許可書が添付されているとか、転用確認書が添付されているとか、または、農業委員会の非農地証明書が添付されているとか、という場合は、法務局はそのまま地目変更をいたしますけれども、そういうものがない場合、今回はないわけですから、当然、こういう文書照会をしてきます。

その内容は、土地の現況が農地か非農地か。農地であれば基本的にそこで終わるんですけども、もし非農地であった場合は、転用許可がされているかどうか。されていればその状況、されていなければその旨を。そして、許可を得ていないのであれば、農地転用の許可権者である愛媛県の原状回復命令が発せられる見込みがあるかどうか。そういうことを報告しなければならないこととなっております。

なお、本件につきましては、先ほど会長からも報告があったとおり、先日の松山市農業委員会総会で既に協議され、農地と判断されていますので、照会に対する回答は、当然に農地となります。

また、このような照会に対する回答は、農林水産省構造改善局長通知により、原則2週間以内に行うとされていますが、農業委員会の総会が適時に行うことができないとき、例えば、案件が出るたびに総会を開催することが難しい場合は、会長にかわって事務局長が報告することとされていることから、通常は、地元委員の確認を得て、局長名で報告しておりますが、今回は、照会地に関する今までの経緯とか既に総会で決定済みであること、また、日程の関係からも、農業委員会会長名で農地として回答することを、本日、総会で報告させていただいたわけですので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

私からの報告、また、藤久次長からの法務局の関係の説明がありましたが、この件に関しての質問は、今日のこれから続けて行います第164回総会の後、総括的に御質問を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、第164回総会を開会いたします。

本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人には、久米地区の田中委員、難波地

<p>渡部純三主幹</p>	<p>区の中原委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第10号、10件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第18条第6項解約通知専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承をいただき、専決処理をさせていただいております。</p> <p>1番、本件は、農地法第3条許可により、昭和52年4月8日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により転用するものでございます。離作補償として、離作補償給付金を支払うとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から、議案第1号について説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年10月26日～11月24日に専決処理した案件は9件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら9件につきましては、適法な届出となっておりましたので、そ</p>

<p>渡部 泰明会長</p>	<p>れぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地6件、1,905平米、商工業用地3件、1,187平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久 壽基次長</p>	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年10月26日～11月24日に専決処理した案件は19件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら19件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地12件、9,398平米、商工業用地7件、5,896平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部 泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、平成13年3月5日に農地法第3条にて設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、新たに貸し出す手続をするとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>お手元に、審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、</p>

あわせてごらんください。

1 番、譲受人は、農地約 38 アールを耕作する農業者でございます。このたび、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

2 番、譲受人は、障がい者支援事業を行う法人でございます。このたび、就労継続支援 B 型事業に供するため、本申請地を取得しようとするものでございます。

なお、本案件は、許可後の経営面積が 30 アール未満となりますが、不許可の例外事由に該当する案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

3 番、譲受人は、農地約 53 アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4 番、譲受人は、農地約 99 アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5 番、譲受人は、農地約 48 アールを耕作する農業者でございます。このたび、父親から本申請地の贈与を受け、農業経営の安定を図るものでございます。

6 番、譲受人は、平成 22 年に設立された農地所有適格法人でございます。このたび、本申請地を同法人の取締役の父親から借り受け、新規で農業経営に参入しようとするものでございます。

なお、本案件は、新規に農業経営に参入しようとする案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

7 番、8 番は、譲受人が同一人でございますので、あわせて説明させていただきます。譲受人は、農地約 250 アールを耕作する農業者でございます。このたび、祖父と父親から本申請地の贈与を受け、農業経営を承継し、ますます農業に精進するものでございます。

9 番、譲受人は、農地約 105 アールを耕作する農業者でございます。このたび、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10 番、譲受人は、農地約 55 アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、本申請地を遺贈により取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。2番は、所在地が久米地区でありますので、田中委員、お願いします</p>
田中正人委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、障がい者の職業生活の自立のための事業を行う「特定非営利活動法人」であります。</p> <p>昨年、久米地区にて就労継続支援施設を開設したいと農地転用があり、現在、施設も完成し事業を開始されております。</p> <p>今回、事業の一環で、農業就労のための農地を新規で取得したいと本申請に及んだものでありますが、就労継続支援B型事業ということであり、不許可の例外に該当する案件でございます。</p> <p>地区審査において、今後の農地利用計画を確認しましたところ、障がい者約10人で野菜及び果樹栽培を行うとの申出であり、販売先が近くのレストランで、レストランとの話がついておるとい話でもありました。そういうことで、隣接農地の所有者との協議も行うとしておりますので、地元としては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に、住所地は拓南地区ですので、大西委員、お願いいたします。</p>
大西良和委員	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市一番町に主たる事務所を構え、障がい者の職業生活の自立のための事業を行う「特定非営利活動法人」ですが、その事業の一環で、農業就労のための農地を新規で取得したいと本申請に及んだものであります。</p> <p>住所地の農業委員として、地区審査において、今後の農地利用計画を確認いたしましたところ、障がい者約10人で野菜及び果樹栽培を行うとの申出であり、隣接農地の所有者とも協議しながら行うとしておりますことから、了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願い申</p>

渡部泰明会長	<p>上げます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、6番でありますけれども、所在地・住所地ともに堀江地区であります。本日、松下委員が体調不良のため欠席されており、説明を事務局に委任されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、それでは、松下委員が本日は体調不良のため御欠席ということで、事務局の方が委任を受けておりますので、地元説明をさせていただきます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、権現町に本店を構えている法人で、経営の安定を図るため、権現町の農地に賃借権を設定するとして申請に及んだものです。</p> <p>地元委員として内容の審査を行いました。事業内容などの要件も満たしており、これまでの実績も十分であるため、これを了承しました。なお、本会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第5号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p>

1 番、本件受人は、売電業を主な業務とする法人及び定年退職後に売電事業にて新たな収入の確保を図りたいとする個人でございますが、このたび、日当たり良好な本申請地を賃借するとともに、隣接する山林を併用し、共同で事業運営する太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、本件は、申請面積が3,000平米を超えますので、今月14日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

2番、3番は、併用案件ですので、一括して御説明いたします。本件受人は、3世代同居で、農地約93アールを耕作する農業者でございますが、現居宅が手狭なことから、2番で進入路として申請地を取得し、3番で申請地を祖父より借り受け、あわせて農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、市役所伊台支所からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。

4番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、本申請地を祖父より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今月14日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

5番、本件受人は、現在、借家住まいで、農地約41アールを耕作する兼業農家でございますが、このたび、本申請地を父親より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄福音寺駅からおおむね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。

6番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、このたび、福祉施設の建築工事を請け負い、現在、基礎工事を実施しているところですが、事業敷地が手狭なことから、隣接する本申請地を賃借し、露天資材・車両置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の

生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、本件は、8カ月の転用期間終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。

7番、本件受人は、両親と同居し、農地約53アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、このたび、本申請地を父親より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

8番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、このたび、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

9番、本件受人は、農地約55アールを耕作する兼業農家でございますが、昭和50年頃より、農地法の許可を得ず本申請地を取得し、農業用資材置場として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

10番、11番は、併用案件でございますので、一括して御説明いたします。本件受人は、宗教法人浄玄寺でございますが、平成22年及び27年当時、来訪者の駐車場を確保する必要から、農地法の許可を得ず、10番で本申請地を取得し、11番で本申請地を借り受け、露天駐車場及び境内への進入路を設置したもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。

続きまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。1番は、五明地区でありますので、説明を湯山地区の山下委員からお願いいたします。

山下武則委員	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は、太陽光発電を主体とする事業を営む法人と、売電事業を営む個人であります。</p> <p>今般、太陽光発電により売電事業を行い、安定した収入を得るため申請に至ったもので、隣接農地への被害防除についても十分に配慮されていることから、地元としては了承したわけでございます。なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、1番の太陽光発電施設並びに4番の分家住宅建設につきましては農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「平成29年度第9号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山剛主査	<p>はい。まことに恐れ入りますが、御審議をいただく前に、議案の訂正をお願いいたします。</p> <p>番号2の譲受人の経営面積146,036.81平米を、145,408.31平米と訂正していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件51件のうち、使用貸借権の設定は49件、所有権の移転は2件で、設定総面積は386,670.65平米です。その内訳は、新規が470筆、更新が8筆、再設定が2筆、売買が3筆となっています。</p> <p>案件中、譲受人が同一でページをまたぐ場合は、一括して説明させて</p>

いただきます。速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。
それでは、御説明いたします。

番号 1 の譲受人は、約 906 アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 2 及び番号 3 の譲受人は、約 1,454 アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに期間使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 4 ～番号 35 及び番号 38～番号 43 の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定し、あわせて、農用地利用配分計画を作成して、農業の担い手へ農地の利用集積を図るとしています。

番号 36 及び番号 37 の譲受人は、約 429 アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 44 の譲受人は、約 127 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 45 及び番号 47 の譲受人は、約 327 アールを耕作する農業者で、新たに、また、借り手変更を伴う再設定により使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 46 の譲受人は、約 125 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 48 の譲受人は、約 357 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 49 の譲受人は、約 31 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 50 及び番号 51 の譲受人は、約 709 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は平成 29 年 12 月 15 日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第 7 号につきまして、事務局から説明がありました。

<p>渡部泰明会長</p>	<p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>片山剛主査</p>	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している松山市が作成し、農地中間管理機構が決定しますが、計画を決定する前に、同法第19条第3項の規定に基づき、松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>先ほどの議案第7号では、農地中間管理機構への利用権設定を御審議いただきました。</p> <p>議案第8号では、この利用権設定がされた農地を、農地中間管理機構が農業の担い手へ転貸することについて、意見を求められています。</p> <p>なお、意見を求められた農地は全部で455筆、総面積は366,451.65平米で、設定する権利は全て使用貸借権です。</p> <p>この案を松山市が中間管理機構へ提出し、中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、県がこれを認可し、公告することが予定されています。権利の開始は、平成30年2月中旬の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第8号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御意見・御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、第9号議案、「推定相続人等に関する適格者証明願について」議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山剛主査	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を推定相続人の一人に一括して贈与した場合、租税特別措置法第70条の4第1項の規定により、贈与税の納税猶予を受けられる特例が設けられており、本件受贈者は、既に納税猶予を受けている方です。</p> <p>本件は、受贈者が農業者年金の経営移譲年金を受給するため、第163回総会で、推定相続人に対して、農業経営基盤強化促進法による使用貸借権を設定済みの案件でございます。</p> <p>本来、贈与税の納税猶予の特例適用を受けている農地を貸借した場合は、原則として納税猶予は打ち切られますが、納税猶予を受けている方が農業者年金の経営移譲年金を受給するために、納税猶予の特例適用農地の全てを、その方の推定相続人の一人に対して使用貸借権を設定する場合、一定の要件を満たせば納税猶予は打ち切られず継続して適用されるという特例が、租税特別措置法第70条の4第6項に定められています。</p> <p>このたび、納税猶予を受けている受贈者から贈与税の納税猶予の特例適用の手続を行うに当たり、御自身とその推定相続人が適格者であるかどうかの証明について、農業委員会が行うとされているため、本日の案件といたしております。</p> <p>現在、納税猶予を受けている受贈者については、農業経営を移譲した推定相続人が行う農業に従事する見込みであることや、推定相続人についても、現在までに農業に従事していたことなど、特例を受けるに当たっての適格性に問題がないことを確認しております。</p> <p>なお、納税猶予の特例適用の継続についての決定は、税務署が行います。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第9号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

渡部泰明会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年10月26日～11月24日に専決処理した案件は15件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら15件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第10号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案10件の議案審議は全て終了いたしました。</p> <p>ただいまから、私が初めにお知らせしましたように、一括して、何でも構いませんので、質問を受けたいと思いますので、どなたからでも発言の方よろしく願いいたします。</p> <p>〔発言者なし〕</p>

渡部 泰明 会長

何もございませんでしょうか。

〔発言者なし〕

渡部 泰明 会長

それでは、私の方から、太陽光発電についての最近の動きなど、お話をしておいたらと思います。

太陽光発電施設の設置につきましては、本日の議案にも1件出ておりますけれども、最近、新聞等でいろいろ報道もされております。

気になった1件が先日の愛媛新聞で、新居浜での太陽光発電施設、これは中四国、四国でしたか、最大規模の発電施設、いわゆるメガソーラーの設置についてでありますけれども、これは、森林開発で県の許可を受けた土地に太陽光発電をしようとしたところ、地元住民を初め、地元団体から反対をする旨、知事に対して意見書が出ているという報道がありました。いろいろ、理由としては土砂災害であるとか、そういうふうな災害を未然に防ぐために、施設の建設に反対をするというのが1件ありました。

それともう一つは、その少し前、先月なんですけれども、県下11市の副市長会が八幡浜市で開催され、その中で太陽光発電施設が一つ議論をされた。といいますのは、例えば、今治市の事例では、土砂災害で園地が傷んだとか、そういう事例がでました。ほかにもありましたけれども、副市長会でも太陽光発電施設の建設については議論をされている。そして、この件について、愛媛県が国に対して法整備について要望を既に行っていると。その中身については、要は、大規模な太陽光発電をする際の事業者に対して、後々災害を招くようなことのないように地元とは十分協議をするとか、また、技術的にそのあたりの基準、そういうものを整備すると、そういうふうなことの要望が県から既に国の方へ上がっていると。私も新聞でしか情報をつかんでおりませんが、そういうふうなこと。これは愛媛県に限らず、皆様方も過去に目にしたと思いますけれども、この太陽光発電施設が周辺の環境に及ぼす影響であるとか、また、農地に対する災害の事例とか、そういうふうなものが数多く報道されております。

したがって、松山市においても、今後、この太陽光発電施設の設置については、やはり、周囲の動きを注視する必要があると思いますし、我々もよくこの件について勉強をしておく必要があるかと思ってお

ります。

以上、太陽光発電施設に対する最近の動きのお話をさせていただきました。

ほかに何かございませんでしょうか。

〔発言者なし〕

渡部 泰明 会長

例えば、この総会の運営といたしますか、あり方等についてもまた御意見があれば、今でなくても後日でも結構です。事務局へ話していただくのもよろしいですし、新しい制度になって半年が経過しようとしておりますので、このあたりで見直すべき点があれば見直したいと思えますし、委員の皆様のお意見を賜りたいと思えますので、お話をさせていただきました。

もしなければ、事務局、連絡事項をお願いします。

片山 剛 主査

はい、失礼いたします。事務局から2点ほど連絡事項がございます。まず、先月10日の委員研修会の際に委員の皆様にお配りしました、松山市農業施策に関する意見についてのアンケートですが、本日、もしお持ちいただいている委員の皆様いらっしゃいましたら、総会終了後に事務局職員へ御提出ください。

なお、提出期限は今年27日の木曜日となっておりますので、年末のお忙しい時期ではございますが、まだ御提出いただけていない委員の皆様におかれましては、アンケート用紙に御記入いただいた後、研修会の際にお渡ししました返信用封筒で御返送いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、既にお配りしているオレンジ色の冊子の「2017年農業委員会活動記録簿」ですが、今月末までの活動の詳細を御記入いただいて、来年1月の総会の際に事務局へ御提出ください。

本日、紫色の「2018年農業委員会活動記録セット」と黒色の「農業委員会手帳」を皆様のお手元にお配りしておりますので、これについては、来年1月から日頃の農業委員の活動記録のために御活用いただけたらと思えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

渡部 泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。 ほかに事務局、ないですか。</p>
松木 晶裕局長	<p>失礼いたします。 次回の通常総会でございますが、1月10日水曜日を予定しております。 なお、時間でございますが、13時からを予定しております。13時～14時、通常総会を行いまして、14時から、農地利用最適化推進委員もお集まりいただきまして、委員研修会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。研修会は、16時までを予定しております。 以上でございます。</p>
渡部 泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、以上で、第164回総会を閉会いたします。本日はありがとうございました。</p>
松木 晶裕局長	<p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時 26 分閉会</p>